



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月2日火曜日 第2070号

◇ 目 次 ◇ 告 示

公有水面埋立免許の出願.....	548
土地改良区役員の就退任の届出.....	549
土地改良区役員の就退任の届出(9件).....	549
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	552
開発行為に関する工事の完了(2件).....	552
土地改良区役員の就退任の届出.....	553

訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	553
---	-----

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	557
----------------------------	-----

公安委員会告示

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定.....	557
-----------------------------------	-----

雑 報

公示による通知.....	558
--------------	-----

告 示

○愛媛県告示第763号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局建設部及び宇和島市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市
宇和島市曙町1番地
代表者 宇和島市長 石橋寛久
宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

宇和島市吉田町奥浦字十ヶ浦乙709番の地先公有水面

イ 区域

次の1点から14点までを順次直線で結んだ線並びに14点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市吉田町奥浦字十ヶ浦乙710番15地内の大良物揚場に設置された金属鈔)は、北緯33度15分30秒、東経132度28分30秒の地点

1点は、基点から真北8度38分25秒79.91メートルの地点

2点は、1点から真北190度43分27秒0.03メートルの地点
3点は、2点から真北100度43分27秒22.98メートルの地点

4点は、3点から真北190度47分51秒3.37メートルの地点
5点は、4点から真北191度44分52秒13.80メートルの地点

6点は、5点から真北281度44分52秒1.00メートルの地点
7点は、6点から真北191度44分52秒2.50メートルの地点
8点は、7点から真北101度44分52秒1.00メートルの地点
9点は、8点から真北191度44分52秒26.60メートルの地点

10点は、9点から真北281度44分52秒1.00メートルの地点
11点は、10点から真北191度44分52秒2.50メートルの地点
12点は、11点から真北101度44分52秒1.00メートルの地点
13点は、12点から真北191度44分52秒14.70メートルの地点

14点は、13点から真北281度44分52秒31.79メートルの地点

ウ 面積

1,898.84平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

宇和島市吉田町奥浦字内クルミ乙700番3から同市吉田町奥浦字十ヶ浦乙710番15までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(宇和島市吉田町奥浦字十ヶ浦乙710番15地内の大良物揚場に設置された金属鈔)は、北緯33度15分30秒、東経132度28分30秒の地点

A点は、基点から真北5度40分18秒130.37メートルの地点

B点は、A点から真北100度43分27秒57.51メートルの地点

C点は、B点から真北191度44分52秒53.85メートルの地点

D点は、C点から真北101度44分52秒25.00メートルの地点

E点は、D点から真北191度44分52秒110.10メートルの地点

F点は、E点から真北281度44分52秒66.00メートルの地点

G点は、F点から真北11度44分52秒35.00メートルの地点

H点は、G点から真北281度44分52秒16.50メートルの地点

ウ 面積

11,572.35平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成21年 5 月20日

○愛媛県告示第 764 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 讓	西条市樋之口456番地の 8
"	川 又 則 昭	西条市樋之口456番地の 3
"	小 山 真 吾	西条市港363番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	鈴 木 豊	西条市古川153番地の 3
監 事	青 木 徹	西条市古川25番地の 3
"	上 路 健 一	西条市樋之口126番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 眸	西条市港499番地
"	藤 田 讓	西条市樋之口456番地の 8
"	藤 田 敏 満	西条市明屋敷721番地の 1
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	鈴 木 豊	西条市古川153番地の 3
監 事	安 部 正 則	西条市朔日市139番地
"	田 坂 孝 志	西条市樋之口147番地の 5

○愛媛県告示第 765 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 良 孝	東温市牛淵763番地 1
"	大 北 英 彦	東温市牛淵1394番地 2
"	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	井 門 孝 徳	東温市牛淵1159番地 2
"	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地
"	村 上 浩 三	東温市牛淵1446番地
"	村 上 正 隆	東温市牛淵1401番地

"	重 見 忠 顕	東温市牛淵635番地
"	朝比奈 正 之	東温市牛淵1165番地
"	大 北 武	東温市牛淵1501番地
監 事	八 木 里 美	東温市牛淵773番地
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 良 孝	東温市牛淵763番地 1
"	大 北 英 彦	東温市牛淵1394番地 2
"	村 上 正 隆	東温市牛淵1401番地
"	重 見 忠 顕	東温市牛淵635番地
"	大 北 正 明	東温市牛淵1502番地
"	村 上 浩 三	東温市牛淵1446番地
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地
"	井 門 孝 徳	東温市牛淵665番地
"	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
監 事	高須賀 明	東温市牛淵1296番地
"	八 木 里 美	東温市牛淵773番地

○愛媛県告示第 766 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田239番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	東 倉 又 計	東温市北野田111番地 1
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	相 原 俊 樹	東温市北野田147番地
"	森 泰 雄	東温市北野田827番地 3
"	松 田 宣 武	東温市北野田632番地
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
"	牧 清 行	東温市北野田763番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	東 倉 又 計	東温市北野田111番地 1
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	野 口 誠	東温市北野田162番地 1

"	松 田 宣 武	東温市北野田632番地
"	相 原 捷	東温市北野田658番地 2
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地
"	八 塚 利 治	東温市北野田778番地
監 事	渡 部 茂 雄	東温市北野田834番地
"	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地

"	大 野 功	東温市則之内乙1274番地 2
"	池 川 秀 敏	東温市則之内乙2575番地 2
"	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
"	黒 河 勝 典	東温市則之内乙2082番地 1
"	杉 原 収	東温市則之内乙1276番地
"	八 木 満	東温市則之内乙1589番地
"	八 木 和 年	東温市則之内乙1535番地
監 事	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地
"	白 戸 宏	東温市則之内乙1710番地

○愛媛県告示第 767 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	束 村 正 嗣	東温市南野田231番地
"	大 川 正 敏	東温市南野田473番地
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	明 賀 豊 文	東温市南野田545番地
"	八 塚 正 明	東温市南野田602番地
"	藤 岡 良 信	東温市南野田500番地 2
監 事	森 貞 順 三	東温市南野田323番地 2
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	束 村 良 正	東温市南野田168番地
"	八 塚 勇	東温市南野田568番地 2
"	八 塚 英 樹	東温市南野田595番地
"	池 田 豊 彦	東温市南野田478番地 2
"	平 岡 透	東温市南野田475番地
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地 1
監 事	桐 野 猛	東温市南野田632番地 2
"	森 貞 順 三	東温市南野田323番地 2

○愛媛県告示第 768 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市保和土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	八 木 清 一	東温市則之内乙2263番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	八 木 清 一	東温市則之内乙2263番地
"	大 野 功	東温市則之内乙1274番地
"	池 川 秀 敏	東温市則之内乙2575番地 2
"	渡 部 武 雄	東温市則之内乙2114番地 1
"	山 内 清	東温市則之内乙1632番地
"	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
"	戒 能 国 一	東温市則之内乙1269番地
"	神 野 栄 良	東温市則之内乙1652番地
監 事	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地
"	八 木 満	東温市則之内乙1589番地

○愛媛県告示第 769 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 宗 清	東温市志津川1249番地 1
"	高 塚 正 一	東温市志津川1521番地 2
"	中 野 進 弘	東温市志津川1687番地
"	高 塚 三 朗	東温市志津川1583番地 1
"	大 立 登 志 治	東温市志津川1521番地 2
"	越 智 慎 資	東温市志津川1779番地
"	須 川 辰 司	東温市西岡156番地
"	村 井 均	東温市西岡108番地
"	和 田 一 弥	東温市西岡1058番地 4
"	伊 賀 悌 二	東温市西岡1011番地 4
"	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3
"	森 一 正	東温市樋口694番地 1
"	恒 岡 和 俊	東温市樋口195番地 1
"	藤 田 譲	東温市樋口249番地 2
監 事	和 田 久 弘	東温市樋口930番地
"	宮 内 秀	東温市志津川174番地 1
"	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地
"	渡 部 信 一	東温市西岡1014番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊賀 功	東温市西岡206番地
"	田中 康雄	東温市樋口1196番地3
"	渡部 宗清	東温市志津川1249番地2
"	和田 敏明	東温市志津川72番地
"	中野 進弘	東温市志津川687番地
"	宮内 秀	東温市志津川74番地1
"	高塚 荘一	東温市志津川636番地4
"	松本 哲郎	東温市志津川1868番地
"	掛水 一男	東温市西岡153番地
"	伊賀 正	東温市西岡161番地
"	須川 辰司	東温市西岡156番地
"	森 一正	東温市樋口694番地1
"	恒岡 和俊	東温市樋口195番地1
"	藤田 譲	東温市樋口249番地2
監事	山内 国義	東温市志津川1259番地
"	大野 史雄	東温市志津川1510番地
"	和田 久弘	東温市樋口930番地
"	和田 一弥	東温市西岡1058番地4

○愛媛県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年6月2日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部 宗清	東温市志津川1249番地1
"	高塚 正一	東温市志津川521番地2
"	中野 進弘	東温市志津川687番地
"	門田 弘	東温市横河原355番地108
"	中村 正昭	東温市志津川519番地
"	高塚 三朗	東温市志津川583番地1
"	岩川 保	東温市志津川576番地2
"	清水 昭弘	東温市志津川680番地
"	和田 政輝	東温市志津川1522番地
"	大立 登志治	東温市志津川1521番地2
"	大西 正康	東温市志津川1718番地4
"	越智 慎資	東温市志津川1779番地
"	伊藤 孝一	東温市志津川1758番地1
監事	宮内 秀	東温市志津川74番地1
"	伊藤 正夫	東温市志津川1822番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部 宗清	東温市志津川1249番地2
"	中野 進弘	東温市志津川687番地
"	門田 弘	東温市横河原355番地108

"	宮内 秀	東温市志津川74番地1
"	高塚 三朗	東温市志津川583番地1
"	池田 典弘	東温市志津川690番地
"	高塚 荘一	東温市志津川636番地4
"	大立 登志治	東温市志津川1521番地2
"	水田 康雄	東温市志津川1394番地3
"	大西 正康	東温市志津川1718番地4
"	越智 賢治	東温市志津川1790番地
"	松本 哲郎	東温市志津川1868番地
監事	山内 国義	東温市志津川1259番地3
"	大野 史雄	東温市志津川1510番地

○愛媛県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年6月2日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	須川 辰司	東温市西岡156番地
"	村井 均	東温市西岡108番地
"	和田 隆茂	東温市西岡433番地1
"	大西 博美	東温市西岡454番地2
"	宮本 正	東温市西岡765番地
"	岡本 久博	東温市西岡950番地3
"	伊賀 悌二	東温市西岡1011番地4
"	和田 一弥	東温市西岡1058番地4
監事	山内 清勝	東温市西岡436番地3
"	渡部 信一	東温市西岡1014番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊賀 功	東温市西岡206番地
"	須川 辰司	東温市西岡156番地
"	山内 正行	東温市西岡427番地
"	松下 俊二	東温市西岡66番地
"	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	渡部 政則	東温市西岡64番地
"	岡本 幸博	東温市西岡787番地
"	和田 功	東温市西岡682番地
"	仙波 直也	東温市西岡149番地1
"	宮本 良一	東温市西岡744番地1
監事	和田 一弥	東温市西岡1058番地4
"	岡本 寿摩雄	東温市西岡797番地

○愛媛県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197番地
"	芳 野 勝 志	松山市和気町二丁目949番地
"	芳 野 紀 由	松山市和気町一丁目195番地 6
"	芳 野 正 光	松山市和気町一丁目116番地 3
"	芳 野 恵 三	松山市和気町二丁目1019番地
"	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033番地
"	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220番地
"	小笠原 壮 一	松山市和気町二丁目1014番地
監 事	岡 本 一 孝	松山市和気町一丁目225番地
"	芳 野 宏 史	松山市和気町一丁目120番地 1
"	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197番地
"	芳 野 勝 志	松山市和気町二丁目949番地
"	芳 野 宏 史	松山市和気町一丁目120番地 1
"	芳 野 正 光	松山市和気町一丁目116番地 3
"	芳 野 恵 三	松山市和気町二丁目1019番地
"	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033番地
"	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220番地
"	小笠原 壮 一	松山市和気町二丁目1014番地
監 事	岡 本 常 紀	松山市和気町一丁目 2 番地 1
"	芳 野 徹	松山市和気町一丁目219番地
"	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970番地

○愛媛県告示第 773 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	山 本 恵	松山市堀江町甲496番地 2
"	西 村 光 弘	松山市堀江町甲1478番地
"	三 好 榮 介	松山市堀江町甲1527番地 4
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554番地 7

○愛媛県告示第 775 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 6 月 2 日

"	高 橋 良 充	松山市堀江町甲1699番地 3
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	安 井 和 久	松山市堀江町甲843番地19
"	松 下 浩 史	松山市堀江町甲1603番地
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877番地
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	山 本 恵	松山市堀江町甲496番地 2
"	畠 下 久 子	松山市堀江町甲1476番地 3
"	田 村 健 司	松山市堀江町甲1525番地 3
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554番地 7
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660番地
"	玉 井 一 清	松山市堀江町甲1769番地 4
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	高 橋 繁 廣	松山市堀江町甲1767番地
"	松 下 浩 史	松山市堀江町甲1603番地
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877番地

○愛媛県告示第 774 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 塚 正 一	東温市志津川1521番地 1
"	村 井 均	東温市西岡108番地
監 事	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 敏 明	東温市志津川72番地
"	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3
監 事	伊 賀 功	東温市西岡206番地

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建(開)第8号 平成21年5月22日	伊予郡松前町大字中川原字新開178番7及び178番8	伊予郡松前町大字筒井662番地 井ノ口 敬 雄 井ノ口 美 樹

○愛媛県告示第776号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年6月2日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建(開)第9号 平成21年5月22日	伊予郡松前町大字昌農内字高山49番1及び49番11	伊予郡松前町大字大間319番地3 大 政 久 敏 伊予郡松前町大字北川原30番地 石 山 純

○愛媛県告示第777号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成21年6月2日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 雅 文	南宇和郡愛南町越田99
"	石 川 芳 洋	南宇和郡愛南町柏2033

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第5(第4条関係) 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項					別表第5(第4条関係) 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長
建築 指導 課	1~8 省 略				建築 指導 課	1~8 省 略			
	9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の	1 長期優良住宅建築等計画の認定及び変更認定(第5条第1項から第3項まで、第7条、第8条)		—					
		2 長期優良住宅建築等計画		—					

施行に關する事務	及びその変更の建築主事への通知（第6条第3項、第8条第2項）			
	3 認定計画実施者の地位の承継の承認（第10条、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第13条）		—	
	4 報告の徴収（第12条）		—	
	5 改善命令（第13条）		—	
	6 長期優良住宅建築等計画の認定の取消し（第14条）		—	
	10 省略			
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用地管理課	1～45 省略			
	46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に關する事務	1 長期優良住宅建築等計画の認定及び変更認定（第5条第1項から第3項まで、第7条、第8条）	—	
		2 長期優良住宅建築等計画及びその変更の建築主事への通知（第6条第3項、第8条第2項）	—	
		3 認定計画実施者の地位の承継の承認（第10条、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第13条）	—	
		4 報告の徴収（第12条）	—	
		5 改善命令（第13条）	—	
		6 長期優良住宅建築等計画の認定の取消し（第14条）	—	
	47 省略			
	48 省略			
	49 省略			
50 省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の

9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用地管理課	1～45 省略			
	46 省略			
	47 省略			
	48 省略			
	49 省略			

備考 1 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の

部から50の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から50の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

部から49の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から49の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の44 省略</p> <p><u>(60)の45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。</u></p> <p><u>(60)の46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第3項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の建築主事への通知に関すること。</u></p> <p><u>(60)の47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定に関すること。</u></p> <p><u>(60)の48 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認に関すること。</u></p> <p><u>(60)の49 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定に基づく報告の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(60)の50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条の規定に基づく改善命令に関すること。</u></p> <p><u>(60)の51 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の取消しに関すること。</u></p> <p><u>(60)の52 省略</u></p> <p><u>(60)の53 省略</u></p> <p><u>(60)の54 省略</u></p> <p><u>(60)の55 省略</u></p> <p><u>(60)の56 省略</u></p> <p><u>(60)の57 省略</u></p> <p><u>(60)の58 省略</u></p> <p><u>(60)の59 省略</u></p> <p><u>(60)の60 省略</u></p> <p><u>(60)の61 省略</u></p> <p><u>(60)の62 省略</u></p> <p><u>(60)の63 省略</u></p> <p><u>(60)の64 省略</u></p> <p><u>(60)の65 省略</u></p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60)の44 省略</p> <p><u>(60)の45 省略</u></p> <p><u>(60)の46 省略</u></p> <p><u>(60)の47 省略</u></p> <p><u>(60)の48 省略</u></p> <p><u>(60)の49 省略</u></p> <p><u>(60)の50 省略</u></p> <p><u>(60)の51 省略</u></p> <p><u>(60)の52 省略</u></p> <p><u>(60)の53 省略</u></p> <p><u>(60)の54 省略</u></p> <p><u>(60)の55 省略</u></p> <p><u>(60)の56 省略</u></p> <p><u>(60)の57 省略</u></p> <p><u>(60)の58 省略</u></p>

- 60の66 省略
- 60の67 省略
- 60の68 省略
- (61)～(76) 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の47 省略

13の48 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。

13の49 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第3項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の建築主事への通知に関すること。

13の50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定に関すること。

13の51 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認に関すること。

13の52 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

13の53 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条の規定に基づく改善命令に関すること。

13の54 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の取消しに関すること。

- 13の55 省略
- 13の56 省略
- 13の57 省略
- 13の58 省略
- 13の59 省略
- 13の60 省略
- 13の61 省略
- 13の62 省略
- 13の63 省略
- 13の64 省略
- 13の65 省略
- 13の66 省略
- 13の67 省略
- 13の68 省略
- 13の69 省略
- 13の70 省略
- 13の71 省略
- 13の72 省略
- 13の73 省略
- 13の74 省略
- 13の75 省略
- 13の76 省略
- 13の77 省略
- 13の78 省略
- 13の79 省略
- 13の80 省略
- 13の81 省略

- 60の59 省略
- 60の60 省略
- 60の61 省略
- (61)～(76) 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の47 省略

- 13の48 省略
- 13の49 省略
- 13の50 省略
- 13の51 省略
- 13の52 省略
- 13の53 省略
- 13の54 省略
- 13の55 省略
- 13の56 省略
- 13の57 省略
- 13の58 省略
- 13の59 省略
- 13の60 省略
- 13の61 省略
- 13の62 省略
- 13の63 省略
- 13の64 省略
- 13の65 省略
- 13の66 省略
- 13の67 省略
- 13の68 省略
- 13の69 省略
- 13の70 省略
- 13の71 省略
- 13の72 省略
- 13の73 省略
- 13の74 省略

(13)の82 省略	(13)の75 省略
(13)の83 省略	(13)の76 省略
(13)の84 省略	(13)の77 省略
(13)の85 省略	(13)の78 省略
(13)の86 省略	(13)の79 省略
(13)の87 省略	(13)の80 省略
(13)の88 省略	(13)の81 省略
(13)の89 省略	(13)の82 省略
(13)の90 省略	(13)の83 省略
(13)の91 省略	(13)の84 省略
(13)の92 省略	(13)の85 省略
(13)の93 省略	(13)の86 省略
(13)の94 省略	(13)の87 省略
(13)の95 省略	(13)の88 省略
(13)の96 省略	(13)の89 省略
(13)の97 省略	(13)の90 省略
(14)～(33) 省略	(14)～(33) 省略
2・3 省略	2・3 省略

附 則

この訓令は、平成21年6月4日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年5月21日	特定非営利活動法人結婚支援T V	萩 岡 耕 二	松山市中村5丁目1番16号レジデ ンス横尾406号	この法人は、豊かな結婚生活を希望するすべての成人独身男女に対して、ブロードバンドを介した出会いと交流の機会づくり及びサポートの提供に関する事業を行い、「少子化対策及び活力ある地域づくり」に寄与することを目的とする。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第2号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号）第1条第1項の規定により、次のとおり銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を指定した。

平成21年6月2日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

医師の氏名	勤務する病院名	病 院 の 所 在 地	診 断 の 対 象 者
太 田 純 二	十全第二病院	新居浜市角野新田町一丁目1番28号	1 法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者 2 令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者 3 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者
佐々木 朗	西条道前病院	西条市飯岡3290番地1	
山 内 克 之	三番町メンタルクリニック	松山市三番町四丁目4番地9	
森 秀 人	森神経科心療内科	松山市歩行町一丁目4番地6	
藤 井 正 人	平成病院	大洲市柚木811番地1	
渡 辺 明	くじら病院	八幡浜市大字五反田1番耕地1046番地1	

雑 報

公示による通知

小出利平（愛媛県西予市宇和町皆田 630 番の登記簿表題部所有者）

澤近又治（愛媛県宇和島市三間町則 935 番の登記簿表題部所有者）

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第46条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 6 条の 2 において準用する同政令第 5 条第 5 項の規定により、平成21年 6 月22日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成21年 6 月 2 日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成21年 5 月14日付け20媛収第79 - 9 号及び同日付け20媛収第81 - 9 号審理の開催について（審理開催の通知）